

**令和7年度「万博後も香川へ！」  
大手旅行会社と連携した周遊・滞在型プロモーション業務 仕様書**

**1 委託業務名**

令和7年度「万博後も香川へ！」大手旅行会社と連携した周遊・滞在型プロモーション業務

**2 業務の目的**

令和7年度は、大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭2025（以下「万博等」という。）が開催され、国内外から香川県へ多くの誘客が期待できる。送客力の強い大手旅行会社と連携することで、より多くの本県への周遊・滞在型旅行商品の造成・販売が行われ、本県への誘客促進に繋がるよう各旅行会社への営業活動や支援、広報活動等を実施するとともに、顧客ニーズの実態を把握・検証等することにより、万博等の開催期間後も本県への継続した誘客が図られるよう取り組むものである。

**3 委託期間**

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

**4 業務内容**

**(1) コーディネーターの配置等**

本業務を円滑に進めるため、観光マーケティングやコンテンツの造成・流通に関する専門的知見や調整能力等を有する経歴を持つ者をコーディネーターとして選定・配置すること。コーディネーターは、定期的に全体の業務を把握し、進捗管理を行うこと。また、県内外の旅行会社が、本業務の目的に沿った旅行商品の造成・販売が可能となるようサポート等を行うこと。

**(2) テーマ別旅行商品の造成・販売支援**

① 旅行会社に向けた資料作成と商品造成イメージの提案

ア 万博等における旅行トレンドを踏まえ、県内の瀬戸内海やアート、遍路などの魅力あるコンテンツ情報を整理するとともに、当該コンテンツを取りまとめた資料等を作成し、各旅行会社に提案すること。

なお、整理するコンテンツ情報には、「令和6年度万博を契機とした旅行商品造成・販売支援事業」で整理した既存コンテンツ以外のコンテンツを複数含めること。

イ 県外発着の既存航路や既存商品（バス・JR・航空等）を活用しつつ、アで取りまとめたコンテンツを組み込むなどして、本県ならではの付加価値の高いテーマ別の周遊・滞在型旅行商品の造成イメージを各旅行会社に提案すること。

② 旅行会社に対する支援スキームの構築

万博等の開催期間後の誘客も意識した旅行商品の造成や販売意欲等の向上につながるような各旅行会社に対する支援スキームを提案すること。

**(3) 旅行会社に対する営業活動の実施**

各旅行会社が合計10商品以上の旅行商品を造成・販売し、本県へ合計1,200人以上の

誘客ができるよう、(2)の支援により、各旅行会社に対し効果的なアプローチ方法で営業活動を行うこと。なお、営業活動は、協会職員も同行することがある。

#### (4) 広報業務

##### ① 特設WEBサイトでのプロモーション

「令和6年度万博を契機とした旅行商品造成・販売支援事業」で開設した特設サイト『心豊かな香川旅』について、旅行商品の造成・販売による本県への誘客につなげるため、新たに(2)①で整理したコンテンツ情報や(3)で各旅行会社が造成・販売する旅行商品を掲載するなど、当該サイトを更新すること。

また、万博等の開催期間後に、継続して本県への誘客が図られるよう当該サイトのトップページ画面を変更すること。

##### ② その他のプロモーション

旅行商品の販売促進や予約増加につなげるため、チラシやWEB、SNS配信などでの広報に努めること。

#### (5) 分析・検証等

##### ① アンケート調査等の実施

造成・販売された旅行商品のツアー参加者及び各旅行会社造成担当者等へのアンケートやヒアリング調査等を実施すること。

##### ② アンケート調査等を利用した分析・検証

①で実施したアンケートやヒアリング調査等の結果データを利用し、本県へのさらなる誘客に活用できるようデータ分析や検証などを行うこと。

#### (6) 実施スケジュール

業務全体の作業計画表（少なくとも令和7年7月頃までに旅行会社の商品販売が開始できるような実施スケジュール）を作成すること。

なお、業務の実施にあたっては、定期的なミーティングにより、業務の進捗や課題、情報等の共有を行うこと。

#### (7) 成果物の提出

##### ① 提出する成果物

ア 業務実績報告書（下記の内容を含むこと）

- ・整理したコンテンツ情報の一覧
- ・旅行会社へ営業する際の資料など
- ・営業活動一覧
- ・造成・販売となった商品内容の一覧
- ・アンケート等の結果や分析結果

イ 広報業務における下記の成果物（CD-Rに保存すること）

- ・特設WEBページ（開設時及び実績報告時）の全ページのPDFファイル、AIデータ（アウトラインなし）
- ・プロモーション等で使用した写真やイラスト等のJPEGファイル及びAIデータ（アウトラインなし）や動画データ

##### ② 提出方法

- ・業務実績報告書：A4カラー3部及び電子データ（Word形式またはExcel形式）

・プロモーション等で使用した写真やイラスト等：画像データ

③ 提出期限

委託期間終了まで

**(8) 成果物の著作権及び所有権**

(7) の成果物に関する著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。)及び所有権は、協会に帰属するものとする。

**5 業務の適正な実施に関する事項**

- (1) 受託者は、原則として、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性、その他契約担当者が必要とする事項を記載した書面を提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 契約担当者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、受託者は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により受託者が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

**6 その他**

- (1) 受託者は、協会から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに県と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務においてトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。
- (4) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うものとし、これに必要な一切の費用は委託料に含むものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、本業務に係る収支状況を明らかにした帳簿書類等を整備し、本業務の完了日の属する県の会計年度の翌年度から 5 年間保存すること。
- (6) 本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。
- (7) 天災その他経済情勢の激変により、本事業の一部、または全部が中止となった場合、別途、変更契約を締結することで、県が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする。（ただし、契約限度額以内とする。）